

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

共済金請求の ガイドブック

入院・通院・手術や死亡など



ご家族の「くらしの保障」を見守る、大切なお契約をよりよく知っていただきしっかりとお役立て願います。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、
“みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり”をこれからも続けていきます。

全労済共済金センター

<http://www.zenrosai.coop/>



1. 共済金のご請求について	3
1- ご請求からお支払いまでの流れ	3
2- ご請求に必要な書類と共済金受取人	5
1. 入院、通院、手術などのご請求	5
2. 死亡共済金のご請求	7
3. 重度障害共済金、後遺障害共済金、リビングニーズ共済金などのご請求	8
4. 受取人についてご確認ください	9
5. 支払査定時照会制度	9
2. 共済金をもれなくご請求いただくために	10
3. 共済金をお支払いできる事例・お支払いできない事例	12
1- 不慮の事故とは	12
2- 交通事故とは	13
3- 災害による入院・通院・死亡共済金	14
4- 病気による入院・通院共済金	15
5- 支払限度日数	16
6- 複数回の入院	17
7- 検査のための入院	18
8- 重度障害共済金	19
9- 支払対象となる手術	20
* お支払いできる代表的な手術 / お支払いできない代表的な手術	21
10- 告知義務違反による解除	22
4. 主な用語のご説明	23

共済金のご請求について

1. ご請求からお支払いまでの流れ

1. ご契約内容をご確認ください。

ご連絡いただく前に、お手元の「共済契約証書」と「ご契約のしおり」でご契約の保障内容をご確認ください。



2. 共済金受取人よりご連絡ください。

共済金
受取人

死亡共済金・死亡弔慰金 … 契約者または死亡共済金受取人

死亡共済金・死亡弔慰金以外（入院・通院共済金等）… 契約者

共済金受取人ご本人様からお電話いただきますよう、お願いします。
手続きについてご案内します。

※共済金の円滑なご請求のために、ご親族の方へ、事前に契約内容等についてご説明のうえ、請求手続きについてはこのガイドブックを参照いただくようご案内ください。



3. 共済金請求受付センターにご連絡ください。

インターネットでのご連絡

当会ホームページ <http://www.zenrosai.coop/>

共済金請求受付センターへのお電話



共済金のご請求専用フリーダイヤル

 **0120-580-699**

受付時間 平日 9:00～19:00
土曜日 9:00～17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



共済金のご請求について

被共済者である契約者が亡くなられた場合には、次の順位によって死亡共済金受取人が決定されますので、最上位の受取人からご連絡いただきますようお願いいたします。なお、死亡共済金受取人が指定されている場合には、以上の順位・順序によらず、その方からご連絡ください。

- (1) 共済金受取人は、契約者本人です。
- (2) ただし、契約者が被共済者となっている場合の死亡共済金受取人は、次の順位および順序のとおりとなります。なお、同順位の死亡共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めていただき、代表者が、他の死亡共済金受取人を代表して共済金をご請求いただきます。
 - ① 契約者の配偶者
 - ② 契約者の死亡の当時、契約者の収入によって生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 契約者の死亡の当時、契約者の収入によって生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④ 前記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ 前記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 契約者は、特に必要のある場合に限って、被共済者の同意と全労済の承諾を得て、死亡共済金受取人を前記(2)の範囲内で指定または変更することができます。

ご請求をいただいた際、以下の項目について確認をさせていただきますが、お伺いした内容によっては確認させていただく項目が異なる場合もございます。

被共済者がお亡くなりになった場合

- 組合員番号、または登録のご住所
- お亡くなりになった方のお名前、生年月日
- お亡くなりになった日、原因、傷病名(事故、病気)
- 受取人のお名前、ご連絡先・お亡くなりになる前の入院などの有無等

ご入院やご通院をされた場合

- 組合員番号、または登録のご住所
- ご入院、ご通院、手術等された方のお名前、生年月日
- ご入院、ご通院、手術等の原因、傷病名(事故、病気)
- 事故のあった日(事故を原因とする場合)・入院期間、通院期間、手術日、手術名



2. ご請求に必要な書類と共済金受取人

1. 入院、通院、手術などのご請求

1 必要書類

共済金支払請求書 (当会所定様式)	ご請求金額が200万円を超える場合は、印鑑登録証明書を添えて、その印影と同じものを「請求印」に押印いただき、ご提出ください。
入院・手術等治療証明書(診断書) または入院・通院自己申告書 (当会所定様式)	一定の要件を満たしている場合には、当会所定様式以外の他の共済団体・保険会社の診断書や証明書のコピーをご使用いただける場合や、入院・通院自己申告書と領収書等でご請求いただける場合もございます。詳細は「 2 入院・手術等治療証明書(診断書)のお取り扱い 」をご覧ください。

・・・上記書類の他に次の書類が必要な場合がございます・・・

書 類	必要なケース
傷害事故発生通知書兼証明書 (当会所定様式)	ご請求の原因が不慮の事故または交通事故の場合に、事故の日付や内容等についてご記入ください。
交通事故証明書	ご請求の原因が交通事故の場合に必要となります。自動車安全運転センターの発行する書類となります。事故の相手方の損害保険会社にお問い合わせいただくか、自動車安全運転センターに申請の上ご取得願います。(コピーで結構です。)
印鑑登録証明書	ご請求金額が200万円を超える場合にご提出ください。発行日から3ヶ月以内の原本をご提出ください。
承諾書 (当会所定様式)	被共済者が個人情報のお取り扱いに同意いただいていること示すものです。共済金のお支払いにあたって医療機関などに事実の確認をさせていただく際に必要となります。

※上記以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

※必要書類の取得費用は契約者・共済金受取人のご負担となりますのでご了承ください。

2 入院・手術等治療証明書(診断書)のお取り扱い

・・・コピー使用条件・・・

他の保険会社の診断書でご請求いただく場合には、必ず承諾書をご提出ください。ただし、ご提出いただいたコピーの記載内容によっては当会所定の「入院・手術等治療証明書(診断書)」のご提出をお願いする可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

共済金のご請求について

・・・入院・通院自己申告書について・・・

次の要件を満たしている場合には、当会所定の「入院・手術等治療証明書（診断書）」によらずご請求が可能です。ただし、ご請求内容によっては当会所定の「入院・手術等治療証明書（診断書）」のご提出をお願いする可能性がございますので、あらかじめご了承ください。また、手術共済金および特定損傷共済金のご請求の場合には、医師が記載した診断書が必要となるため、入院・通院自己申告書のみでのご請求はできません。

■ 請求内容による条件

病気によるご請求	契約発効日（※1）から2年以内に開始した入院・通院共済金の場合 → 支払対象となる入院期間が4日以内かつ手術をおこなっていない場合
	契約発効日（※1）から2年経過後に開始した入院共済金の場合 → 一つの診療科での入院日数が20日以内または共済金額が10万円以内の場合
	契約発効日（※1）から2年経過後に開始した通院共済金の場合 → 一つの診療科での通院日数が50日以内または共済金額が10万円以内の場合
事故によるご請求	契約発効日（※1）以降に発生した不慮の事故および交通事故を原因とする入院共済金の場合 → 一つの診療科での入院日数が20日以内または共済金額が10万円以内の場合
	契約発効日（※1）以降に発生した不慮の事故および交通事故を原因とする通院共済金の場合 → 一つの診療科での通院日数が50日以内または共済金額が10万円以内の場合

※1 増額履歴のあるご契約につきましては、最終の増額日が契約発効日となります。

（注）部位・症状別傷害共済金ご請求の場合、部位・症状等により入院・通院自己申告書でご請求が可能な場合があります。

■ その他の条件

- ご入院の場合、被共済者名および入院期間が明記された医療機関発行の領収書のコピーまたは病院様式の診断書または退院証明書をご提出いただけること。
- ご通院の場合、通院日が明記された医療機関発行の領収書のコピーをご提出いただけること。



2. 死亡共済金のご請求

1 必要書類

共済金支払請求書 (当会所定様式)	ご請求金額が200万円を超える場合は、印鑑登録証明書の登録印を押印のうえ、その印鑑登録証明書を添えてご提出ください。
承諾書 (当会所定様式)	被共済者が当会の個人情報の取り扱いに同意いただいていることを示すものです。また、共済金のお支払いにあたって医療機関などに事実の確認をさせていただく際に必要となります。ご遺族の方がご記入ください。
死亡診断書 (当会所定様式)	一定の条件を満たしている場合は、当会所定様式以外の証明書・診断書コピーをご利用いただくことができます。詳細は「 2 死亡診断書のお取り扱い 」をご覧ください。
被共済者の戸籍謄本	コピーのご利用が可能です。なお、契約者でもある被共済者がお亡くなりになった場合であって、配偶者以外の方が死亡共済金受取人となるときは、被共済者の「出生から死亡されるまで」の戸籍謄本が必要となります。

・・・上記書類の他に次の書類が必要な場合がございます・・・

書 類	必要なケース
交通事故証明書	お亡くなりになった原因が交通事故である場合。コピーのご利用が可能です。
受取人(請求権者)の印鑑登録証明書	ご請求金額が200万円を超える場合。受取人が複数いらっしゃる場合は、全員分をご提出ください。
受取人の戸籍謄本	受取人と被共済者の関係を確定できる戸籍謄本をご提出ください。コピーでのご利用が可能です。
委任状	同順位の死亡共済金受取人(請求権者)が複数いらっしゃる場合は、その全ての方から署名捺印をいただく必要があります。

※上記以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

※必要書類の取得費用は契約者・共済金受取人のご負担となりますのでご了承ください。

2 死亡診断書のお取り扱い

死亡共済金ご請求時、各共済種類ごとに次の条件を満たす場合、他の共済団体・保険会社の証明書や医療機関所定の診断書などのコピーでご請求いただくことが可能です。ただし、ご提出いただいたコピーの記載内容により、当会所定の「死亡診断書」のご提出をお願いする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

・・・コピー使用条件・・・

- ① 契約発効日から2年経過後にお亡くなりになった場合
- ② お亡くなりになった原因が災害死亡(不慮の事故、所定の感染症による死亡)であることが明らかな場合

3 共済金受取人

被共済者である契約者が亡くなられた場合には、次の順位・順序によって死亡共済金受取人が決定されますので、最上位の受取人からご連絡いただきますようお願いいたします。なお、死亡共済金受取人が指定されている場合には、次の順位・順序によらず、その方からご連絡ください。

- (1) 共済金受取人は、契約者本人です。
- (2) ただし、契約者が被共済者となっている場合の死亡共済金受取人は、次の順位および順序のとおりとなります。なお、同順位の死亡共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めていただき、代表者が、他の死亡共済金受取人を代表して共済金をご請求いただけます。
 - ① 契約者の配偶者
 - ② 契約者の死亡の当時、契約者の収入によって生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 契約者の死亡の当時、契約者の収入によって生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④ 前記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ 前記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

共済金のご請求について

3. 重度障害共済金、後遺障害共済金、リビングニーズ共済金などのご請求

必要書類

必要書類	共済金の種類	重度障害共済金	後遺障害共済金	疾病障害共済金	三大疾病(特定疾病)共済金※1	リビングニーズ共済金	介護共済金	ご注意ください
共済金支払請求書 (当会所定様式)		○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 受取人の方がご記入ください。 ご請求金額が200万円を超える場合は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印のうえ、印鑑登録証明書を添えてご請求ください。
承諾書 (当会所定様式)		△	△	△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 被共済者の方が当会の個人情報の取扱いに同意いただいていることを示すものです。 また、共済金等のお支払いにあたって医療機関などに事実の確認をさせていただく際に必要となります。 原則として被共済者をご記入ください。被共済者をご記入できない場合は、ご家族(同居の親族)の方がご記入ください。 被共済者死亡の場合は、ご遺族の方がご記入ください。
診断書 (当会所定様式)		障害診断書	障害診断書	—	—	リビングニーズ用診断書	介護用診断書	<ul style="list-style-type: none"> 左記の各診断書をご提出ください。 ※一定の条件を満たしている場合は、当会所定様式以外の診断書コピーをご利用いただくことができます。
入院・手術等治療証明書(診断書) (当会所定様式)		—	—	○	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 当会所定の様式による「入院・治療証明書(診断書)」原本をご提出ください。 一定の条件を満たしている場合は、当会所定様式以外の証明書・診断書のコピーをご利用いただくことができます。
受取人の印鑑登録証明書		△	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 次のような場合にご提出ください。 ご請求金額が200万円を超える場合。受取人が複数いらっしゃる場合は、全員分をご提出ください。 発行日から3ヶ月以内の原本をご提出ください。
傷害事故発生通知書兼証明書		△	△	—	—	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ご請求の原因が不慮の事故・交通事故の場合にご提出ください。
交通事故証明書		△	△	—	—	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ご請求の原因が交通事故である場合にご提出ください。コピーのご利用が可能です。

○…必ず必要となります。 △…条件により、必要となります。

※1こくみん共済がん保障プラスを含みます。

(注) 必要書類の取得費用は契約者・共済金受取人のご負担となりますのでご了承ください。



4. 受取人についてご確認ください

■ 受取人である被共済者が意識障害などで請求行為能力がない場合

次のとおりお取り扱いが異なります。

指定代理請求人を
指定されている場合

あらかじめご指定いただいた指定代理請求人からご請求いただけます。

指定代理請求人を
指定されていない場合

代理の方からご請求いただける可能性があります。

■ 受取人がすでに死亡されている場合

受取人が死亡されている場合には、共済金請求受付センター ☎0120-580-699 までお問合せください。

■ 受取人が未成年の場合

親権者または未成年後見人の署名・押印が必要となります。ただし、受取人が既婚者の場合は不要です。

5. 支払査定時照会制度

共済金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

「支払査定時照会制度」について

全労済は、2005年1月31日から、全国共済農業協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、一般社団法人生命保険協会ホームページの「加盟会社」をご確認ください）とともに、お支払の判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当会を含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいています。

一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)

共済金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

【相互照会事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは次の項目になります。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

1. 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
2. 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
3. 共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法

当会が保有する相互照会事項記載の情報については、全労済が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金受取人は、当会の定める手続きに従い、相互照会事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当会の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

共済金をもれなくご請求いただくために

共済金をもれなくご請求いただくために、以下の①～⑥の例を確認・チェックしてください。
該当する場合や、ご不明な点がございましたら、傷病名、入院期間や通院日数などをご確認いただいたうえで、

共済金センター ☎ 0120-580-699 受付時間 **平日 9:00～19:00**
土曜日 9:00～17:00
または、お近くの支店(窓口)までお問い合わせください。(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

① 全労済でご加入のご契約はありませんか？

複数の契約にご加入いただいている場合、それぞれの契約から共済金をお支払できる場合があります。
他にご契約がないかご確認ください。

- ・契約者は異なるが、自分が被共済者になっている契約
- ・加入の時期や窓口(労働組合など)が異なる契約
- ・ご家族が加入している契約 など

② 今回のご請求内容以外で、ご請求いただいていない入院・手術・通院・その他の共済金などはありませんか？

入院したが
未請求

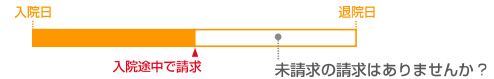
入院を保障する契約にご加入の場合、

- ・入院共済金をご請求いただいていないものはありませんか？
こくみん共済や総合医療共済など入院保障のある共済制度

入院途中で
請求した場合

入院途中でご請求。
その後、継続して入院している場合、

- ・その後の入院共済金をご請求いただいていない場合があります。



日帰り
手術

手術を保障する契約にご加入の場合、

- ・日帰り手術でもお支払いできる場合があります。
- ・美容整形手術など、お支払いできない場合もございますので、詳細については、20～21ページをご確認ください。

手術共済金保障のある共済制度

入院前後の
通院請求

入院前後の通院を保障する契約にご加入の場合、

- ・入院前後の通院についてご請求いただいていないものはありませんか？



※ 支払限度日数は1回の入院に対する通院につき入院前通院は30日、退院後通院は60日となります。

総合医療共済の場合

がん
脳卒中
急性心筋梗塞

総合医療共済にて、
次の特約にご加入の場合、

- ・三大疾病(特定疾病)共済金をお支払いできる場合があります。
三大疾病医療特約・特定疾病医療特約

がん

こくみん共済
がん保障プラスにご加入の場合、

- ・がん特約共済金をお支払いできる場合があります。

事故で骨折
・関節脱臼
・腱の断裂

こくみん共済キッズタイプ・
キッズワイドタイプにご加入の場合、

- ・特定損傷共済金をお支払いできる場合があります。
支払限度は一共済期間かつ一事故につき1回となります。

事故で入院・
通院した

こくみん共済傷害安心(W)タイプ
こくみん共済シニア傷害安心(H)タイプ
こくみん共済傷害(W)タイプ
こくみん共済シニア傷害ベース(H)タイプ
にご加入の場合、

- ・部位・症状別傷害共済金をお支払いできる場合があります。
※この共済金は部位・症状別による一時金のお支払いとなります。

先進医療を
うけた

こくみん共済医療安心タイプや
総合医療共済にご加入の場合、

- ・厚生労働大臣の定める所定の先進医療による療養をうけた場合、お支払いできる場合があります。

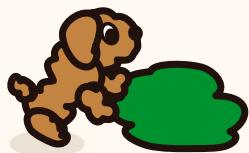
長期入院を
した

長期入院を保障する契約にご加入の場合、

- ・連続して270日以上入院をしたときにお支払いできる場合があります。

3 事故により身体障害状態と診断された場合、共済金の請求ができる場合があります。

後遺障害が残存したと
診断された



災害障害共済金をお支払いできる場合があります。

不慮の事故によって片眼が見えなくなった
片耳が聞こえなくなった
手足または指を切断した
半身が完全に麻痺してしまった などの障害状態となった

4 所定の重度障害状態になられると重度障害共済金をお支払いできる場合があります。

重度障害状態となった

「常に介護を要するもの」とは、
食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣
服着脱・起居（立ったり座ったり）・歩行・入浴の
いずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要
する状態をいいます。

重度障害共済金をお支払いできる場合があります。

両眼を失明
両手を切断
喉頭を全摘出 など
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し常に介護を
要するもの

5 特定の身体障害になられると疾病障害共済金をお支払いできる場合があります。

特定の身体障害になった

疾病障害共済金をお支払いできる場合があります。

恒久的心臓ペースメーカーを装着した
心臓に人工弁を置換した
腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受
けた
直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設した
ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設した

6 死亡共済金などをご請求いただく場合、お亡くなりになる前の入院・手術治療をご請求いただいていますか？

入院治療中に
病院で亡くなった

手術した後に亡くなった

入院共済金や手術共済金をお支払いできる場合があります。

こくみん共済や総合医療共済など、入院や手術の保障がついている
共済契約にご加入いただいている場合は、ご請求が可能な場合がご
ざいますので、共済証書で一度、契約内容をご確認ください。
ご加入の契約内容が不明な場合、共済金請求受付センター
☎0120-580-699 までご連絡ください。

※ご加入の共済の種類により、保障内容が異なります。



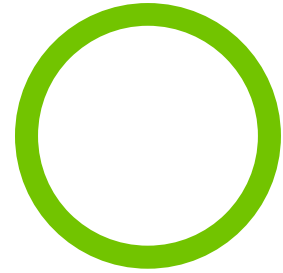
事例 1

不慮の事故とは？

急激かつ偶然な外因による事故の場合

1. 階段でつまずいて捻挫した
2. 建設工事現場から重量物が落下してきて受傷した

お支払いできます



-
1. 長時間にわたり重い荷物を運搬する作業を継続したことにより生じた腰痛

→ 長時間の作業のために生じており、急激性に乏しくお支払いできません。

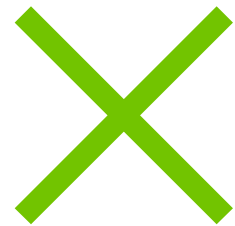
2. 自殺行為の結果、身体に生じた傷害

→ 故意の自傷行動が原因であり、偶然性に乏しくお支払いできません。

3. 歩行中に脳梗塞がおきたために転倒し、頭蓋骨骨折の治療のために入院

→ 転倒の原因が内因（脳梗塞）であるため、外因性に乏しくお支払いできません。

お支払いできません



事例 2

交通事故とは？

お支払いできます

1. 運行中の交通機関との

衝突・接触・爆発等による事故

- 走行中の車にはねられた。
- 走行中のダンプカーの荷台から小石が落下し、怪我をした。

2. 運行中の交通機関に搭乗中の不慮の事故

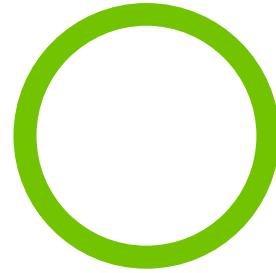
- バスに搭乗中、急ブレーキがかかり打撲した。
- エスカレーターに乗っていた際に、バランスをくずし転倒した。

3. 乗客として、改札を有する交通機関構内の不慮の事故

- 駅改札内のプラットフォームで転倒した。

4. 道路歩行中の特定の不慮の事故

- 道路を歩行中に崖崩れに巻き込まれた。
- 道路を歩行中に銭湯のガス爆発に巻き込まれた。



1. 車を降り、タバコを買いに行く時に 駐車場でつまづき骨折した

- 交通機関に搭乗中でないため、お支払いできません。

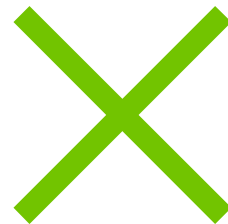
2. 遊園地のゴーカートで怪我をした

- ゴーカートは交通機関でないため、お支払いできません。

3. 駅のきっぷ売り場で人に押され転倒した

- 駅構外(改札外)のため、お支払いできません。

お支払いできません

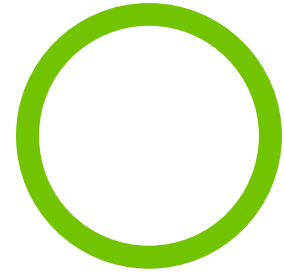


事例 3

災害による入院・通院・死亡共済金

階段でつまずき
転落してお亡くなりになった場合

お支払いできます



.....

1. 不慮の事故が直接の原因でない場合

→ 心臓に持病のある被共済者が、
電車に乗り遅れないために走ったところ、
心臓発作で死亡した場合。

2. 重大な過失

→ 高速道路を逆走し、死亡した場合。

3. 泥酔

→ 泥酔状態で道路上に寝ていたところを、
車にはねられた場合。

4. 犯罪行為

→ 強盗をした際に怪我をした場合。

5. 無資格運転

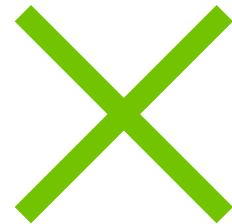
→ 免許を保持していないにも関わらず、
車を運転した場合

6. 飲酒運転

→ 酒気帯び運転をしていて事故がおきた場合。

.....

お支払いできません



※ 免責事項を定めており、上記のような事故の場合、お支払いできない場合がございます。

※ また、一部のご職業の就業に伴う原因により発生した事故の場合は共済金がお支払いできない場合がございます。

事例 4

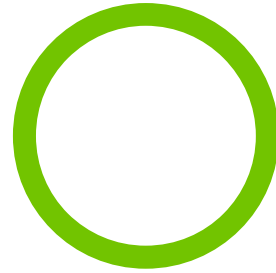
病気による入院・通院共済金

ご加入後に発病した「膝関節症」により入院された場合

お支払いできます



→ 発効日(増額分は更新日)後に発病した病気による入院のため、お支払いできます。

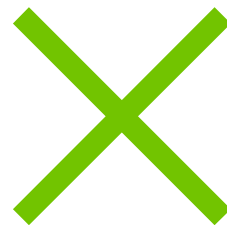


ご加入前に受けた健康診断で「子宮筋腫」と診断され、ご加入後に治療のため入院された場合

お支払いできません



→ 発効日(増額分は更新日)より前に発病した病気による入院のため、お支払いできません。



ご注意

発効日(増額分は更新日)以前に発病していた場合、お支払いできません。
ただし、発病日が発効日(増額分は更新日)以前であっても、
発効日(増額分は更新日)から2年経過し、ご入院された場合は
お支払いできる場合もあります。
ご契約の共済、ご加入時期により取り扱いが異なる場合があります。

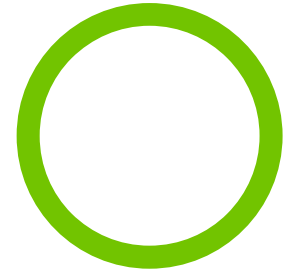
事例 5

支払限度日数

入院共済金

「脳出血」で 80 日間入院された場合

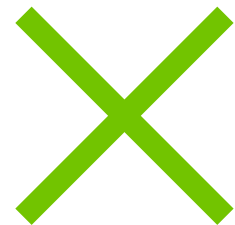
お支払いできます



→ 80 日間すべてお支払いできます。

「脳出血」で 200 日間入院された場合

180 日を超えた分は
お支払いできません



→ 支払限度日数の 180 日までお支払いできますが、
180 日を超えた部分はお支払いできません。



ご注意

入院共済金をお支払いする契約は、1 回の入院に対してお支払いできる限度日数が事業規約で定められており、その日数を超えた部分の入院については、お支払いできません。

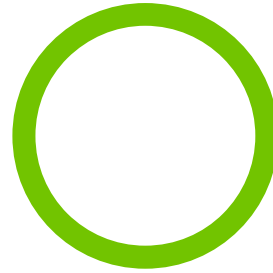
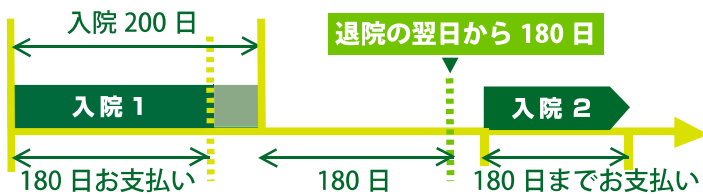
※こくみん共済・「キッズタイプ」、「キッズワイドタイプ」の入院共済金は 365 日が限度になります。

事例 6

複数回の入院 入院共済金

「脳出血」で200日間入院後、退院日の翌日から数えて180日経過した後に再び同じ原因で入院された場合

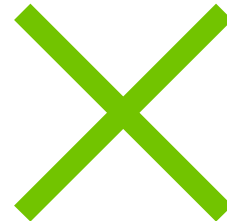
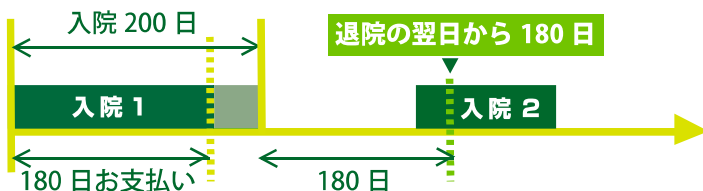
お支払いできます



- 入院1は、180日（支払限度日数まで）お支払いできます。
- 入院2は、入院1の退院日の翌日から数えて180日経過後の再入院のため、新たな入院とみなし、支払限度日数までお支払いできます。

「脳出血」で200日間入院後、退院日の翌日から数えて180日以内に再び同じ原因で90日間入院された場合

入院2は
お支払いできません



- 入院1は、180日（支払限度日数まで）お支払いできます。
- 入院2は、入院1と通算されます。
その結果支払限度日数（180日）に達しているため、2回目の入院はお支払いできません。



ご注意

同じ病気で2回以上の入院をされた場合、入院の間が180日以内であれば、1回の入院とみなし、入院日数は前回の入院と通算します。

※別の病気で入院された場合は、取り扱いが異なります。
（病名が異なっても因果関係がある入院は、前回の入院と通算されます。
前回の入院中に、後の入院に関する病気を併発していた場合も同様に通算されます。）

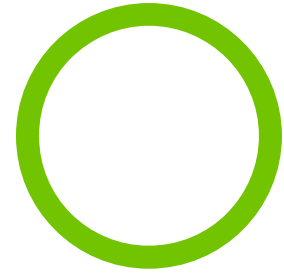
事例 7

検査のための入院

お支払いできます

血便が出たため病院を受診したところ、
医師より「原因を調べるため検査が必要です」と
言われ、検査目的で5泊6日の入院をした。

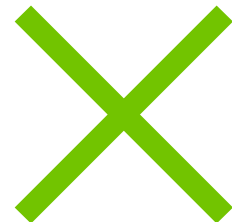
→「血便」という身体の異常をきっかけとした
医師の指示による検査入院であるため、
病気に対する治療の一環として
入院共済金をお支払いします。



お支払いできません

健康診断目的で人間ドックを受けるため
入院をした。

→ 病気やけがの治療を目的としない
人間ドックは検査目的の入院であるため
入院共済金はお支払いできません。



入院共済金は病気やけがの治療を目的として入院したときにお支払いするため、
健康診断や人間ドック検査などを目的として入院したときにはお支払いできません。



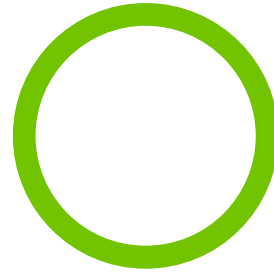
事例
8

重度障害共済金

ご加入後に発病した脳梗塞の後遺症として歩行、寝返り、立ち上がりおよび入浴、食事、排泄、衣服の着脱が自力では全く不可能で、常に介護が必要であり、回復の見込みはないと医師に診断されている場合

→ 労働能力を完全に失い、常に介護を要する状態に該当しますので、お支払いします。

お支払いできます



脳梗塞の後遺症として利き腕の麻痺が生じ、箸を使用し食事をすることはできないが、歩行、寝返り、立ち上がりおよび入浴、排泄、衣服の着脱など不自由はあるが、ほぼ自分でできる場合

→ 労働能力を完全に失い、常に介護を要する状態までは至らないため、お支払いできません。

お支払いできません



なお、重度障害共済金の支払い対象となる状態は、身体障害者福祉法に定める状態とは異なります。

例えば以下のような場合に身体障害者手帳第1級～第3級に該当しますが、規約で定める重度障害共済金には該当しないためお支払いできません。

- ・心臓ペースメーカー
- ・人工透析
- ・人工肛門



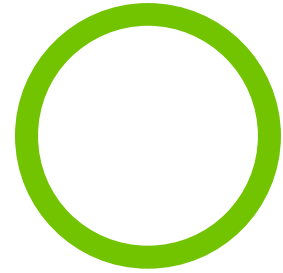
事例 9

支払対象となる手術 手術共済金

「子宮癌」のため「子宮全摘手術」を
実施された場合

→ 規約に定める手術に該当するため、
手術共済金をお支払いします。

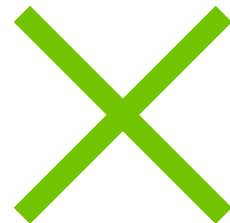
お支払いできます



「美容整形手術」を実施された場合

→ 疾病の治療を目的とする手術ではないため、
お支払いできません。

お支払いできません




- ※手術共済金は、共済期間中に規約に定める手術を受けた場合に対象となります。
- ※発効日または更新日以降に発病した疾病の治療を目的とする手術が対象となります。
- ※こくみん共済・キッズワイドタイプは入院中に実施されることが条件となります。
- ※ご契約の共済・手術の施行時期により取り扱いが異なる場合がございます。



お支払いできる代表的な手術 / お支払いできない代表的な手術

✳️「ご契約のしおり」もご参照ください。

	お支払いできる代表的な手術	お支払いできない代表的な手術
皮膚・乳房・筋骨格系 	<ul style="list-style-type: none"> ・植皮術 (25cm 以上) ・乳房切除術 ・半月板切除術 ・人工骨頭置換術 ・アキレス腱断裂手術 	<ul style="list-style-type: none"> ・植皮術 (25cm 未満) ・デブリードマン ・創傷処理 ・抜釘(ばってい)術 ・抜歯(ばっし)術 ・非観血(ひかんけつ)的整復術
腹部	<ul style="list-style-type: none"> ・胃全摘術 ・内視鏡的大腸ポリープ切除術 ・喉頭(こうとう)全摘除術 ・虫垂(ちゅうすい)切除術 ・ヘルニア根治手術 ・痔瘻根本(じろうこんぼん)術 ・脱肛根本(だっこうこんぼん)術 	<ul style="list-style-type: none"> ・腹壁膿瘍切開術 ・肛門周囲膿瘍(のうよう)切開術 ・痔核手術(結さつ術) ・椎間板ヘルニア徒手(としゅ)整復術 
尿・性器	<ul style="list-style-type: none"> ・帝王切開術 ・子宮筋腫摘出術 ・体外衝撃波尿管結石破碎術 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸引分娩術 ・尿閉カテーテル留置 ・膣ポリープ切除術 ・会陰(えいん)縫合術
眼	<ul style="list-style-type: none"> ・白内障手術 ・網膜剥離(もうまくはくり)症手術 ・網膜レーザー光凝固術 ・角膜移植術 	<ul style="list-style-type: none"> ・レーシック(近視矯正術) ・眼瞼(がんけん)内・外反症手術
耳鼻咽喉 	<ul style="list-style-type: none"> ・鼓室(こしつ)開放術 ・観血的鼓膜・鼓室形成術 ・中耳根本手術 	<ul style="list-style-type: none"> ・鼓膜切開術 ・鼻中隔膿瘍切開術
すべての部位	<ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物根治手術 	<ul style="list-style-type: none"> ・美容整形 ・生検

※手術共済金の保障がある契約にご加入いただいている場合に対象となります。

※こくみん共済・キッズワイドタイプは入院を伴う手術の場合に対象となります。

※ご加入の共済種類によっては、上記と異なることがあります。

※手術により60日に1回・180日に1回のみ対象となる場合があります。

※同日に複数の手術を受けられた場合、最も支払倍率の高い手術のみお支払いします。

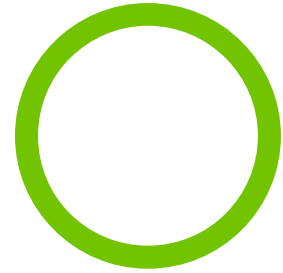
事例 10

告知義務違反による解除

「高血圧」で通院中であることを
申込書に正しく告知しなかったが、
1年後に「高血圧」と因果関係がない
「肝臓がん」により死亡された場合

→ 告知義務違反の対象となった事実と
ご請求原因との間に全く因果関係が
認められない場合には、共済金等
をお支払いできます。

お支払いできます



「高血圧」で通院中であることを
申込書に正しく告知されず、
1年後に「高血圧」と直接
または間接に因果関係がある
「脳出血」により死亡された場合

→ 告知義務違反のためご契約は解除となり、
共済金はお支払いできません。
掛金も払い戻しできません。

お支払いできません



ご注意

ご契約いただく際は、その時の被共済者の健康状態について正確に告知いただく
必要があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容
を告知した場合には、ご契約が解除となることや、共済金がお支払いできないこ
とがあります。

※ご契約の共済により取り扱いが異なる場合があります。

主な用語のご説明

- **契約規定および規約・細則** 契約から共済金支払までの取り決めを記載したものです。
- **基本契約** 基本契約とは、入院や手術や生命等の保障をする、各タイプの基本となる契約をいいます。
- **特約** 特約とは、基本契約とは別に共済金の支払があるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
- **契約者** 全労済と契約を結び、契約上の権利（たとえば共済金請求権など）と義務（たとえば掛金支払い義務など）を持つ方です。
- **被共済者** その人の生死などが共済金の支払の対象となる方です。被共済者となるのは契約者または配偶者、契約者と生計を一にする子・父母・孫および兄弟姉妹、契約者と生計を一にする配偶者の子・父母・孫および兄弟姉妹の方です。
- **告知義務と告知義務違反による契約解除** 契約の申込みをされるときに、被共済者の現在の健康状態や職業、過去の病歴などの重要な事柄について全労済が質問表でお尋ねし、契約者と被共済者の方に回答していただきます。これを「告知義務」といいます。お尋ねした重要な事柄について回答がなかったり、事実と異なる内容の回答をされた場合には、告知義務に違反したことになり、全労済は契約を解除することができます。
- **入院** 医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下で治療に専念することをいいます。
- **通院** 医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、病院または診療所に通い治療を受けることをいいます。
(往診による医師または歯科医師の治療を含みます)。

